

## 井川町販路拡大支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域企業等が販路拡大による地域産業の振興を図るために実施する販路拡大支援補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受ける者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に本社又は主たる事業所を有する個人又は団体であること。

(2) 町税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、井川町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者がいる場合は、補助対象者になることができない。

### (補助の範囲)

第3条 町長は予算の範囲内において補助金を交付することができる。

### (対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 商品パッケージデザイン費

(2) 梱包材の製作

(3) 新商品開発のための試作に使用する原材料費

(4) 新商品開発のために必要となる機器の購入費

(5) その他町長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に規定する経費のうち交付対象者が支払った額を合算した金額の2分の1の額とし、10万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の交付は、交付対象者ごとに同一年度内において1回とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して、井川町販路拡大支援補助金交付申請書（様式第1号）を、町長へ提出しなければならない。

(1) 井川町販路拡大支援補助金事業計画書（様式第2号）

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

2 交付決定前に実施、発注又は契約を締結した対象経費は、補助金の交付対象としない。

3 第1項各号に掲げる書類および前項に規定する書類について、申請時に添付できないやむを得ない事情があると認められるときは、町長は、これらの書類を後日提出させ、又は同等の内容を確認できる書類の提出でこれに代えさせることができる。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、当該交付申請があった日から14日以内に交付の可否を決定し、井川町販路拡大支援補助金交付決定通知書（様式第3号）又は井川町販路拡大支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの井川町販路拡大支援補助金交付請求書（様式第5号）の提出による請求に基づき行うものとする。

（是正のための措置）

第9条 町長は、補助事業の遂行に関し必要と認めるときは、交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置をを求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 予定された補助金対象事業が実施しないとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したと認められるとき。

(3) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(4) 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

旨を、同表右欄に掲げる書類をもって示さなければならない。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、井川町販路拡大支援補助金返還請求書（様式第6号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。